小平第３住宅に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：宿舎使用料等の改定に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （使用料等） 第４条　宿舎使用料及び駐車場使用料の月額は，次に定めるとおりとする。 （1）宿舎使用料　　40,000円（単身赴任者は21,968 円） （2）駐車場使用料　9,524円（税抜金額とし，請求金額は消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。） ２　〔省略〕 〔省略〕 附　則 この要項は，令和７年10月１日から施行する。	〔省略〕 （使用料等） 第４条　宿舎使用料及び駐車場使用料の月額は，次に定めるとおりとする。 （1）宿舎使用料　　24,704円（単身赴任者は13,568 円） （2）駐車場使用料　4,534円（税抜金額とし，請求金額は消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。） ２　〔省略〕 〔省略〕